

第6次地震防災緊急事業五箇年計画
(令和3～7年度)

福 島 県

令和5年3月

福島県 地震防災緊急事業五箇年計画

【総括編】

1. 目的

平成23年3月11日に日本海溝で発生したプレート境界型地震の「東日本大震災」は、モーメントマグニチュード9.0で、岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの範囲でプレート境界面がずれ動き、県内での最大震度6強、相馬の津波観測点で9.3m以上の津波を観測し、多くの犠牲者を出し9万棟を越える住家被害をもたらした未曾有の大災害となった。本県沿岸市町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域に指定され、地震や津波対策がなされてきたが、この東日本大震災では、今までの地震対策を根本から覆す規模の被害をもたらした。東日本大震災を受けて、平成23年度に策定した第4次地震防災緊急事業五箇年計画、平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、耐震化や防災緑地の整備、沿岸部の住民の高台移転などを進めてきたところである。

また、本県では過去にも1611年に会津地方を襲った直下型の会津地震や1938年の福島県東方沖地震等の地震被害などを受けおり、内陸部には阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部及び会津盆地西縁部などに起震断層としての活断層の存在を認めている。

福島沖の太平洋プレートの沈み込み部境界面では未だに活発な地震活動が続いており、概ね30年から40年周期で発生する宮城県沖地震など、今後も、大規模地震による被害が予想されている。

さらに、東日本大震災から10年目を迎えた令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震は県内で最大震度6強を観測し、県内で土砂災害や建物被害が発生した。

このため、平成28年度を始期として策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定することで総合的な地震防災対策を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定される地震災害等の位置づけ

本県においては、平成7年度から平成9年度にかけて、地震・津波被害想定調査を実施しており、その結果、想定される地震災害は、福島盆地西縁断層帯、会津盆地西縁断層帯、双葉断層及び福島県沖を震源に想定した地震となっている。

この想定される地震災害は、従来より当県地域防災計画において明らかにしていたが、平成23年3月11日、岩手県沖から茨城県の日本海溝を震源とした東北地方太平洋沖地震が発生し、本県において大きな地震・津波被害が生じた。

(2) 想定される地震災害の概要

地震災害により引き起こされる被害想定概要は、以下のとおりとなっている。

ア 福島盆地西縁断層帯地震

(ア) 想定概要

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

(イ) 人的、建物被害

この地震による人的被害としては、最大で800名を上回る人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造建物の大破棟数は11,000棟強、非木造建物の倒壊棟数は約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。

イ 会津盆地西縁断層帯地震

(7) 想定概要

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想される。

(イ) 人的、建物被害

この地震による人的被害は、死者が最大で750名近くに及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定され、また、建物被害については、木造建物の大破棟数は11,000棟強、非木造建物の倒壊棟数は300棟強にも及ぶ被害の発生が想定される。

(ロ) 道路被害等

会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

また、会津盆地周辺で冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

さらに、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難となり、陸の孤島化するおそれもある。

ウ 双葉断層地震

(7) 想定概要

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。

(イ) 人的、建物被害

この地震による死者は、最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数は、概ね8,000棟にも及ぶものと想定される。

(ロ) その他の被害

小名浜港と並ぶ県内重要港湾の一つである相馬港においては、港湾施設等の被害が発生する可能性があり、県内や南東北地方を中心とする国内の物流やエネルギー供給面への影響が懸念される。

エ 福島県沖地震

(7) 想定概要

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

(イ) 人的、建物被害

この地震により、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及ぶ建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。

(ロ) 津波被害

福島県沖地震による津波は、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、富岡町仏浜を除く地域では、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。

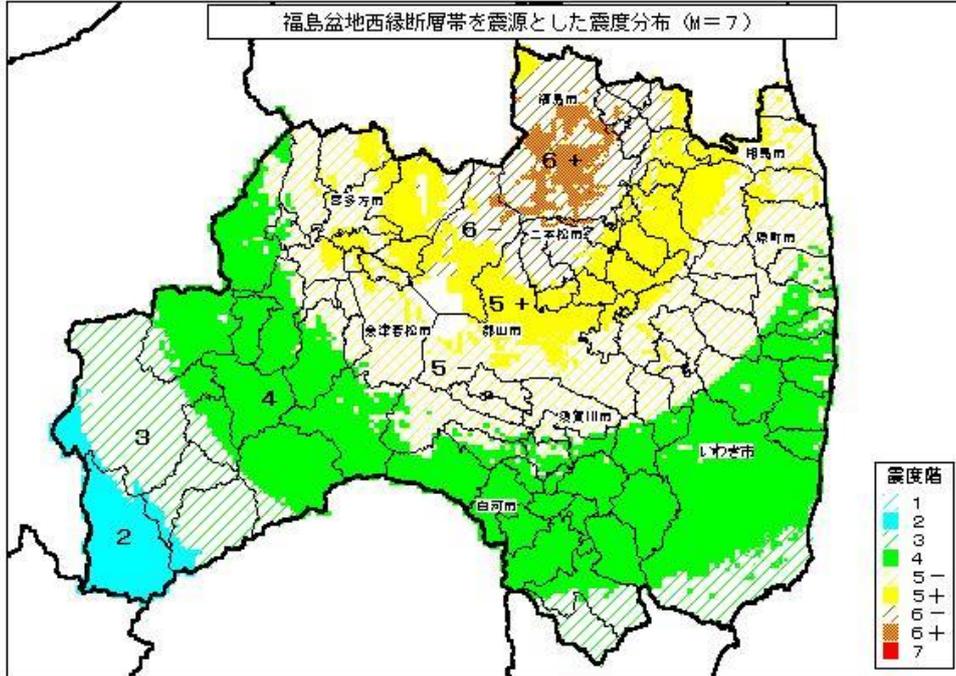
また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

(ハ) その他の被害

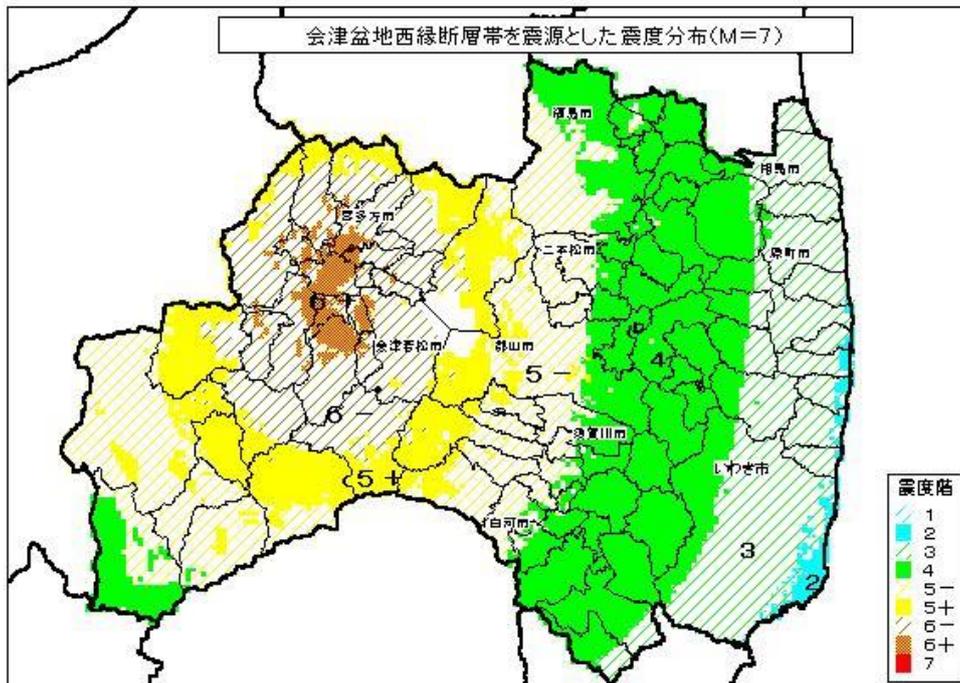
いわき市及び広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震により被災し大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。

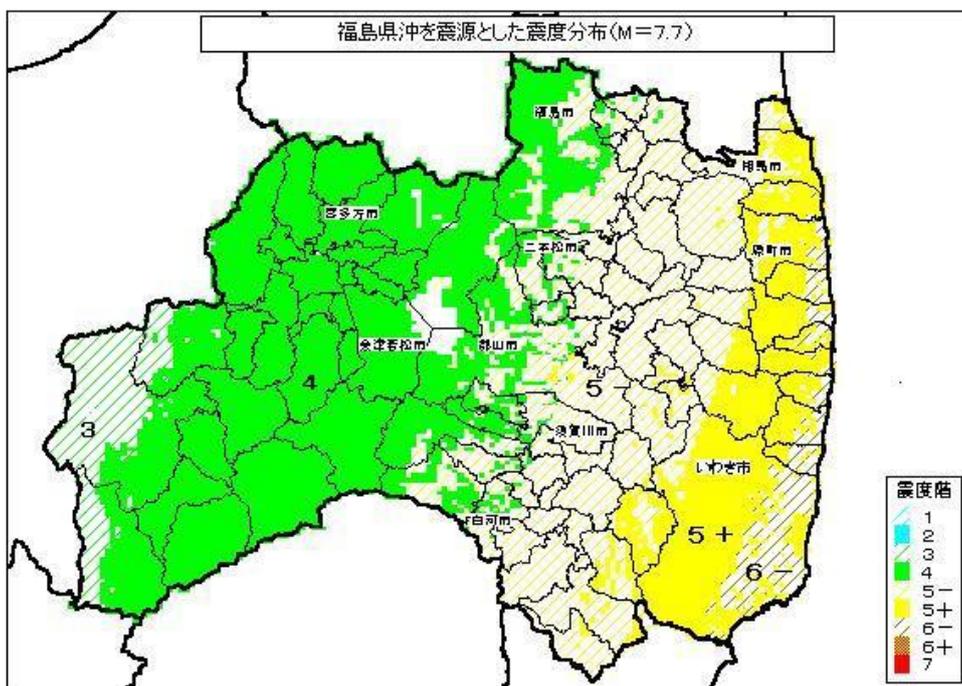
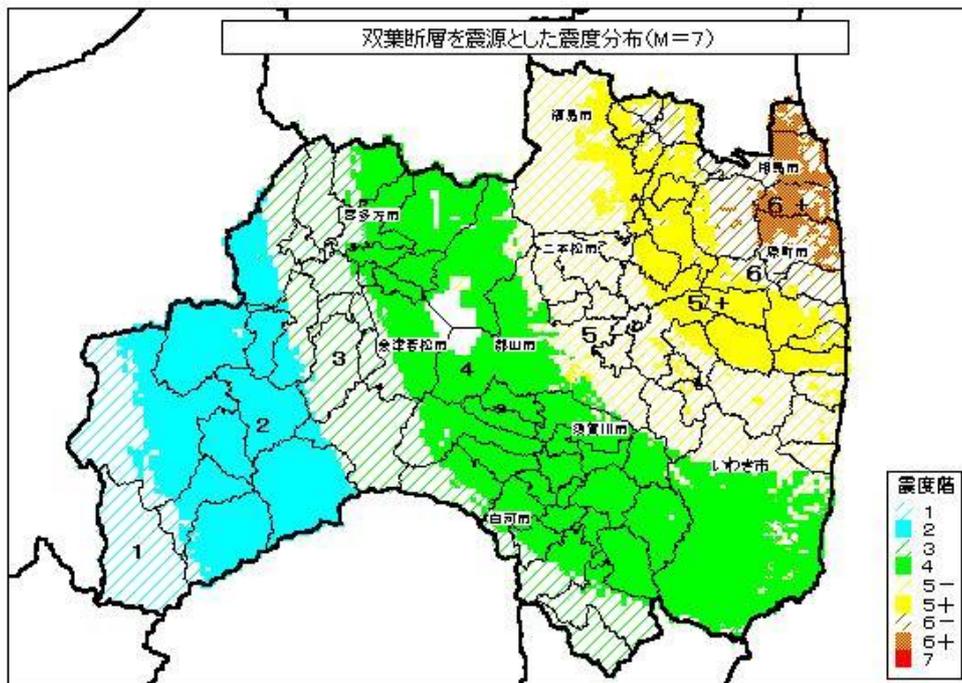
さらに、津波来襲時には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性がある。

福島盆地西縁断層帯を震源とした震度分布 (M=7)



会津盆地西縁断層帯を震源とした震度分布 (M=7)





(留意点)

- ① 今回の調査は、県の震災対策（地域防災計画の見直し等）に利用するために、ある地域を想定し、科学的な手法により行ったものです。（想定した地震が今すぐ起こるわけではありません。）
- ② 被害想定は、阪神・淡路大震災等過去のいくつかの地震被害事例を参考にした想定手法によって予測を行っていますが、いくつかの仮定の上立った想定であり、想定震源の位置、地震の規模、発災の時期、気象条件等によっては、被害の様相が異なってくる場合があります。
- ③ この図面は、調査時点（平成9年度）の市町村境界を表しています。

(3) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）

ア 地震の概要

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、岩手県沖から茨城県の日本海溝を震源とし、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録した。

イ 地震、津波の被害

浜通りを中心に広い地域で最大震度6強を記録したほか、浜通り沿岸全域が津波に襲われ、中通りにおいても建物の倒壊や灌漑ダム等への被害が生じた。

長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,800名以上、住家全壊15,000棟以上、住家半壊79,000棟以上という本県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生する可能性が指摘されている。

(4) 計画対象区域

想定される地震災害においては、調査の結果、県土のほとんどの区域で、想定したいずれかの地震により震度5弱以上の揺れが発生すると想定されることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象区域は県土全域とする。

3・地震防災対策の実施に関する目標

平成24年度に策定した「福島県地震防災地域目標」の対象期間が平成29年までのため、見直しが必要となっている。

令和元年度から実施している地震・津波被害想定の見直し調査が令和3年度末に完了するため、その調査結果等を踏まえて「福島県地震防災地域目標」の見直しに着手することとする。

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目		事業量		事業費 (百万円)
1号	避難地	h a	箇所	
2号	避難路	6.7 km	14 箇所	11,723
3号	消防用施設	59 箇所		1,837
4号	消防活動用道路	km	箇所	
5号	緊急輸送道路等			
5-1号	緊急輸送道路	110.0 km	169 箇所	
5-2号	緊急輸送交通管制施設	46 箇所		130
5-3号	緊急輸送ヘリポート	1 箇所		55
5-4号	緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
5-5号	緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号	共同溝等	7.1 km	17 箇所	
7号	医療機関	施設		
8号	社会福祉施設	施設		
8の2号	公立幼稚園	棟	学校	
9号	公立小中学校等			
9-1号	校舎	14 棟	8 学校	11,229
9-2号	屋内運動場	8 棟	8 学校	2,604
9-3号	寄宿舍	棟	学校	
10号	公立特別支援学校			
10-1号	校舎	1 棟	1 学校	496
10-2号	屋内運動場	1 棟	1 学校	367
10-3号	寄宿舍	棟	学校	
11号	公的建造物	10 施設		16,770
12号	海岸・河川			
12-1号	海岸保全施設	箇所	m ^{※1}	
12-2号	河川管理施設	箇所	m ^{※1}	
13号	砂防設備等			
13-1号	砂防設備	34 箇所		4,949
13-2号	保安施設	箇所		
13-3号	地すべり防止施設	2 箇所		1,048
13-4号	急傾斜地崩壊防止施設	17 箇所		2,998
13-5号	ため池	箇所		
14号	地域防災拠点施設	施設		
15号	防災行政無線	箇所		
16号	水・自家発電設備等	1 箇所		1,387
17号	備蓄倉庫	4 箇所		310
18号	応急救護設備等	基		
19号	老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計				55,903

※堤防・護岸距離

2号 避難路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

都市計画街路について

本県における都市部の避難路の整備目標等は以下のとおりである。

- ・ 市街地から避難地（広域避難地、一時避難地）まで安全に避難できるよう6.64km（14箇所）の整備を目標としている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

都市計画街路・区画整理街路について

- ・ 避難路が未整備の路線6.64km（14箇所）を緊急度が高い路線として計画計上し、計画終了時点における100%の整備を目標とする。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
避難路 (道路事業)	0.25km (1箇所)					0.25km (1箇所)
避難路 (都市計画道路)	6.39km (13箇所)					6.39km (13箇所)
概算事業費 (百万円)	1,843	2,579	2,863	2,513	1,925	11,723

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (福島市)	社会資本整備総合 交付金(街路事業) (都市計画道路 栄町大笹生線)	0.33km	353	R3~R7	国土交通省	
福島県 (福島市)	無電柱化推進計画 事業(街路事業) (都市計画道路 腰浜町町庭坂線)	0.40km	1,834	R3~R7	国土交通省	
福島県 (郡山市)	社会資本整備総合 交付金(街路事業) 都市計画道路 内環状線	0.90km	700	R3~R7	国土交通省	

福島県 (須賀川市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路須賀川駅並木町線)	0.48km	777	R3~R7	国土交通省	
福島県 (白河市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画街路白河駅白坂線)	0.19km	490	R3~R6	国土交通省	
福島県 (白河市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路西郷搦目線)	0.50km	1,095	R3~R7	国土交通省	
福島県 (会津若松市)	社会資本整備総合交付金(街路事業) (都市計画道路藤室鍛冶屋敷線)	0.12km	486	R3~R7	国土交通省	
会津若松市	防災・安全交付金(街路事業) (都市計画道路藤室鍛冶屋敷線)	0.17km	356	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(土地区画整理事業) (伊賀河原土地区画整理事業東部幹線)	0.42km	1,180	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(土地区画整理事業) (徳定土地区画整理事業笹川大善寺線)	0.99km	1,190	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(街路事業) (東部幹線)	0.34km	312	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(街路事業) (都市計画道路内環状線)	1.16km	1,095	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(街路事業) (都市計画街路笹川大善寺線)	0.40km	761	R3~7	国土交通省	
郡山市	社会資本整備総合交付金(道路事業) (都市計画道路麓山一丁目久保田線)	0.25km	1,094	R3~7	国土交通省	

4. 備考

--

3号 消防用施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

- (1) 消防水利（耐震性貯水槽等）
 - ・ 消防水利は「消防力の整備指針」によって必要数の算定基準が定められており、令和元年度消防施設整備計画実態調査によれば、既存の消防水利と併せて24,467基の整備が目標である。
 - ・ 現在、全県域における市街地、準市街地等における消防水利整備数は20,400基であり、消防水利充足率は83.4%となっており、中長期的に消防水利充足率100%を目標とする。
- (2) 消防車両（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、救急自動車、救助工作車）
 - ・ 消防車両は消防力の整備指針によって必要数の算定基準が定められており、令和元年度消防施設整備計画実態調査によれば、本県における各消防車両の必要台数は、消防ポンプ自動車701台、はしご自動車18台、化学消防車20台、救急自動車117台、救助工作車24台となっている。
 - ・ 現在、各車両とも整備数が必要台数を上回っており、適切に車両の更新を行うなど引き続き必要台数の確保に努める。
- (3) その他の消防用施設
 - ・ 「消防力の整備指針」で規定されていない施設については、市町村が地域の特性に合わせて整備目標を設定し、整備することとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

- (1) 消防水利（耐震性貯水槽等）
 - ・ 市町村の配備計画も踏まえて、耐震性貯水槽28箇所を計上する。
- (2) 消防用車両
 - ・ 本県では、消防用車両数については、「消防力の整備基準」の必要数をほぼ確保しているため、各消防本部の整備計画を踏まえて車両の更新を中心に計画計上するものとする。
 - ア 消防ポンプ自動車
 - ・ 県内の充足率は100.4%であり、車両の更新のため消防ポンプ自動車を1箇所、水槽付消防ポンプ自動車を3箇所計上する。
 - イ はしご付消防ポンプ自動車
 - ・ 県内の充足率は72.2%であり、新規配備や車両の更新のため、はしご付消防ポンプ自動車を2箇所計上する。
 - ウ 化学消防ポンプ自動車
 - ・ 県内の充足率は95%であり、車両の更新のため、化学消防ポンプ自動車を1箇所計上する。
 - エ 救急自動車
 - ・ 県内の充足率は100%であり、車両の更新のため、救急自動車を11箇所計上する。
 - オ 救助工作車
 - ・ 県内の充足率は87.5%であり、新規配備や車両の更新のため、救助工作車を2箇所計上する。
- (3) その他の消防用施設
 - ・ 市町村が整備目標とした、ヘリポートを1箇所、消防ポンプ自動車を1箇所、小型動力ポンプ付積載車を9箇所計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所					1 箇所
災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車	1 箇所				2 箇所	3 箇所
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車				1 箇所		1 箇所
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車		1 箇所	1 箇所			2 箇所
災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	2 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所	1 箇所	11 箇所
救助工作車					2 箇所	2 箇所
耐震性貯水槽 (40 m ³ 型)	4 箇所	4 箇所	7 箇所	6 箇所	6 箇所	27 箇所
耐震性貯水槽 (100 m ³ 型)		1 箇所				1 箇所
消防ポンプ自動車			1 箇所			1 箇所
小型動力ポンプ付積載車	2 箇所	2 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	9 箇所
救助活動拠点施設等のうち林野火災用活動拠点広場			1 箇所			1 箇所
概算事業費 (百万円)	238	424	440	254	481	1,837

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
南相馬市	耐震性貯水槽 (40 m ³ 型)	10 箇所	135	R3~R7	消防庁	
南会津町	耐震性貯水槽 (40 m ³ 型)	1 箇所	10	R5	消防庁	
南会津町	救助活動等拠点施設等のうち林野火災用活動拠点広場 (ヘリポート)	1 箇所	20	R5	消防庁	
猪苗代町	消防ポンプ自動車	1 箇所	21	R5	消防庁	
猪苗代町	小型動力ポンプ付軽積載車	8 箇所	50	R5~7	消防庁	

柳津町	耐震性貯水槽 (40 m ³ 型)	6 箇所	66	R5~7	消防庁	
柳津町	耐震性貯水槽 (100 m ³ 型)	1 箇所	20	R4	消防庁	
棚倉町	耐震性貯水槽 (40 m ³ 型)	10 箇所	65	R3~7	消防庁	
福島市消防本部	災害対応特殊水槽 付消防ポンプ自動車	2 箇所	124	R3、R7	消防庁	
福島市消防本部	災害対応特殊はし ご付消防ポンプ自動車	1 箇所	190	R5	消防庁	
福島市消防本部	災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車	1 箇所	75	R6	消防庁	
福島市消防本部	災害対応特殊救急 自動車・高度救命 処置用資機材	4 箇所	140	R4~7	消防庁	
伊達地方消防組合消防本部	災害対応特殊救急 自動車・高度救命 処置用資機材	3 箇所	96	R3~5	消防庁	
伊達地方消防組合消防本部	災害対応特殊水槽 付消防ポンプ自動車	1 箇所	45	R7	消防庁	
須賀川地方広域消防組合消防本部	災害対応特殊消防 ポンプ自動車	1 箇所	54	R3	消防庁	
須賀川地方広域消防組合消防本部	災害対応特殊救急 自動車・高度救命 処置用資機材	2 箇所	73	R3 R6	消防庁	
須賀川地方広域消防組合消防本部	災害対応特殊はし ご付消防ポンプ自動車	1 箇所	250	R4	消防庁	
須賀川地方広域消防組合消防本部	小型動力ポンプ付 軽積載車	1 箇所	70	R5	消防庁	
須賀川地方広域消防組合消防本部	救助工作車	1 箇所	135	R7	消防庁	
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	災害対応特殊救急 自動車・高度救命 処置用資機材	2 箇所	68	R4 R6	消防庁	
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	救助工作車	1 箇所	130	R7	消防庁	

4. 備考

--

【施設別編】

5-1号 緊急輸送道路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

(道路事業)

- ・ 緊急輸送道路は、公共施設、港湾、空港等の防災拠点を結ぶ重要な道路網として、安全な通行確保を図るため整備を進めている。
- ・ 長期的な目標は、緊急輸送道路のネットワーク計画に位置付けた第1次～第3次確保路線全ての道路改築、補修、更には地震時の安全性の確保と道路橋の耐震補強を行うことにより、緊急輸送道路のネットワーク化を完成させることを目的とする。
なお、令和3年3月31日現在、県管理の1次緊急輸送路で道路橋示方書に基づく耐震補強（耐震性能2）を満足しない橋梁の数は、54橋となっている。
- ・ 法面等対策箇所は、平成8年度道路防災総点検にて要対策箇所とされた104箇所が未対策となっており、これらを整備する必要がある。

(街路事業)

- ・ 緊急輸送道路は災害地の被災地内外の陸上輸送を確保することを目的としており、本県では平成22年度に改定した緊急輸送ネットワーク計画に基づき整備を進めている。
- ・ 街路事業としては、緊急輸送ネットワーク計画に位置づけた1次から3次までの輸送ルートの道路改築を行うことにより、地震時の安全性の確保を図ることを目的としている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

(道路事業)

- ・ 緊急輸送路のネットワーク化を図るためには、これら全ての整備が急がれるが、道路ネットワークの代替性や、医療機関などの公共施設へのアクセス等を考慮し、令和3年度から令和7年度までの5箇年で整備を完了する計画とした。
- ・ 以上に基づき、165事業109.7mの改築等を計画した。その内訳は、改築が93.3km（県管理36事業）、0.56km（町管理1事業）、橋梁耐震補強が2.4km（県管理24事業）、災害防除事業においては13.4km（県管理104事業）の整備を推進する。

(街路事業)

- ・ 緊急輸送路のネットワーク化を図るためには、街路事業によって輸送力の大きな改善が期待できる箇所を抽出し、これらを新たに計画へ計上した。
- ・ 当該事業では1.37kmを計画計上しており、整備目標の達成に向けた積極的な事業の進捗を図る。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
道路改良	93.9km 37箇所					93.9km 37箇所
災害防除	0.3km 2箇所	2.9km 22箇所	3.6km 29箇所	3.3km 25箇所	3.4km 26箇所	13.4km 104箇所
橋梁耐震補強	2.4km 24箇所	—————				2.4km 24箇所
緊急輸送道路 (都市計画道路)	1.37km 4箇所	—————				1.37km 4箇所
概算事業費 (百万円)	6,510	19,909	23,860	20,727	18,983	89,989

(2) 個別計画 (道路事業)						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (県内)	社会資本整備総 合交付金 (道路事業)	93.3km 36箇所	81,728	R3-R7	国土交通省	—
福島県 (県内)	災害防除事業(県単) (落石)	13.4km 104箇所	2,790	R3-R7	国土交通省	—
福島県 (県内)	長寿命化対策事 業(県単) (橋梁耐震補強)	2.4km 24箇所	2,990	R3-R7	国土交通省	—
塙町	社会資本整備総 合交付金 (道路事業)	0.56km 1箇所	700	R3~7	国土交通省	

(街路事業)						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (福島市)	社会資本整備総合 交付金(街路事業) (都市計画道路栄 町大笹生線)	0.33km 1箇所	353	R3~R6	国土交通省	
福島市	社会資本整備総合 交付金(街路事業) (都市計画道路太平 寺岡部線)	0.45km 1箇所	727	R3~R7	国土交通省	
福島市	防災・安全交付金 (街路事業) (都市計画道路曾根 田町桜木町線)	0.35km 1箇所	414	R3~R6	国土交通省	
福島市	防災・安全交付金 (街路事業) (都市計画道路杉 妻町早稲田町線)	0.24km 1箇所	287	R3~R7	国土交通省	

4. 備考

--

5-2号 緊急輸送交通管制施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

交通管制施設の整備について

- ・ 災害停電に伴う信号機の滅灯による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するため、主要な交差点に信号機電源付加装置を整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

交通管制施設の整備について

- ・ 災害停電に伴う信号機の滅灯による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するために主要な交差点46箇所信号機電源付加装置の整備を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
信号機電源付加装置	18箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
概算事業費 (百万円)	46	21	21	21	21	130

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (警察本部)	交通安全施設等整備事業	46箇所	130	R3~7	警察庁	

4. 備考

--

5-3号 緊急輸送ヘリポート

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリ、多目的ヘリ及び他県等の応援ヘリコプターの離着陸場として、県・市町村の重要施設や災害拠点病院等に緊急輸送ヘリポートを整備する必要があることから、中長期的には各方部に必要なヘリポートの設置率を100%とすることを目標とする。

なお、令和元年度に県消防防災ヘリコプターを更新したことに伴い、一部の既存ヘリポートについては、離着陸が出来なくなるため、改修又は新設等の対応が必要となる。

2. 五箇年計画への計上の考え方

昭和57年に設置された県警ヘリポートについて、経年劣化のため全面改修を行う必要があることから、本計画に当該ヘリポート1箇所を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
緊急輸送ヘリポート		1箇所				1箇所
概算事業費 (百万円)		55				55

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (警察本部)	ヘリポート整備事業(県)	1箇所	55	R4	国土交通省	

4. 備考

6号 共同溝等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

電線共同溝事業について

- ・ 電線類の地中化は、災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止を最小限化する等の防災性の向上等を目的とするものである。
- ・ これまで、第一期（S62～H2）及び第二期（H3～H6）電線類地中化計画においては、比較的大規模な商業地域、駅周辺など、電力・通信の需要が高く、街並みが成熟している地域において、キャブシステムにより地中化が図られてきた。
- ・ 第三期（H7～H10）以降は、従来の観点に加え、中規模程度の商業系地域や住宅系地域における幹線道路及び景観の優れた地域について、地中化の推進を図るため、従来の方式をコンパクトにしたCCB方式を採用し、地中化方式「電線共同溝」により道路管理上必要な道路付属物として整備を行ってきた。
- ・ 現在は、令和3年度から令和7年度までの「福島県無電柱化推進計画」に基づき整備促進を図っている。
- ・ 現計画で50.17kmを計画しており積極的に事業の推進を図っている状況にある。

- 現整備計画・・・計画名称：福島県無電柱化推進計画
- 整備年次：令和3年度～令和7年度
- 整備目標延長：50.17km

2. 五箇年計画への計上の考え方

無電柱化計画について

- ・ 都市災害を防止するためには、これら共同溝の整備が急がれるが、無電柱化計画に記載されている箇所を計画へ計上した。
- ・ 福島県無電柱化推進計画を踏まえ、今計画では7.07kmを計画計上し、整備目標の達成に向け積極的に事業の推進を図る。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
電線共同溝 (道路)	5.00km 12箇所	—————				5.00km 12箇所
電線共同溝 (都市計画道路)	1.57km 4箇所	—————				1.57km 4箇所
電線共同溝 (道路) (いわき市)	0.50km 1箇所	—————				0.50km 1箇所
概算事業費 (百万円)	911	1,655	2,070	1,994	2,000	8,630

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県	補助事業(補助国道・地方道)	5.00km	4,314	R3~R7	国土交通省	
福島県 (福島市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路腰浜町町庭坂線)	0.40km	1,834	R3~R7	国土交通省	
福島県 (須賀川市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路須賀川駅並木町線)	0.48km	777	R3~R7	国土交通省	
福島県 (白河市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路白河駅白坂線)	0.19km	490	R3~R6	国土交通省	
福島県 (白河市)	無電柱化推進計画事業(街路事業) (都市計画道路西郷搦目線)	0.50km	1,095	R3~R7	国土交通省	
いわき市	防災・安全交付金 (田町・谷川瀬線)	0.50km	120	R3~R7	国土交通省	

4. 備考

--

9-1号 公立小中学校（校舎）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公立小中学校（校舎）の耐震化について

- ・ 公立小中学校は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所、一次的な収容施設（避難所）として地域の防災拠点の役割を果たすことから、施設の耐震性の確保を目標とする。
- ・ 現在、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、順次補強や改築を行っているが、基本方針として I_s 値 0.7 未満の施設については耐震補強、特に I_s 値 0.3 未満の建物については改築を視野に、早急に耐震化を図る。
- ・ 設置者である市町村の財政事情、施設の統廃合等の計画を見極めながら、可能な限り速やかに耐震化の完了を目指す。

2. 五箇年計画への計上の考え方

公立小中学校（校舎）の補強等について

- ・ 県内における公立小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率は、98.6%（全 2,023 棟中、1,994 棟）である。
※令和3年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査結果（令和3年4月1日現在）より
- ・ 本五箇年計画においては、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、校舎 8 校 14 棟を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
公立小中学校 (校舎)	2 校 2 棟	3 校 5 棟	4 校 8 棟	4 校 8 棟	1 校 1 棟	8 校 14 棟
概算事業費 (百万円)						11,229

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金)	2 校 2 棟	2,689	R4~6	文部科学省	
会津若松市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金)	1 校 1 棟	138	R3	文部科学省	
伊達市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金) (霊山中学校)	1 校 1 棟	492	R3~4	文部科学省	
伊達市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金) (伊達小学校)	1 校 3 棟	4,464	R4~6	文部科学省	
猪苗代町	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金)	1 校 1 棟	246	R3~7	文部科学省	
浅川町	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金)	2 校 6 棟	3,200	R5~6	文部科学省	

4. 備考

--

9-2号 公立小中学校（屋内運動場）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公立小中学校（屋内運動場）の耐震化について

- ・ 公立小中学校は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所、一次的な収容施設（避難所）として地域の防災拠点の役割を果たすことから、施設の耐震性の確保を目標とする。
- ・ 現在、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、順次補強や改築を行っているが、基本方針として I_s 値 0.7 未満の施設については耐震補強、特に I_s 値 0.3 未満の建物については改築を視野に、早急に耐震化を図る。
- ・ 設置者である市町村の財政事情、施設の統廃合等の計画を見極めながら、可能な限り速やかに耐震化の完了を目指す。

2. 五箇年計画への計上の考え方

公立小中学校（屋内運動場）の補強等について

- ・ 県内における公立小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率は、98.6%（全 2,023 棟中、1,994 棟）である。
- ・ 本五箇年計画においては、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、屋内運動場 8 校 8 棟を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
公立小中学校 （屋内運動場）	5 校 5 棟	7 校 7 棟	4 校 4 棟	2 校 2 棟	1 校 1 棟	8 校 8 棟
概算事業費 （百万円）						2,604

(2) 個別計画

事業主体 （位置）	事業名	事業量	概算事業費 （百万円）	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島市	公立学校施設整備 事業（学校施設環境 改善交付金）	5 校 5 棟	1,986	R3~6	文部科学省	
伊達市	公立学校施設整備 事業（学校施設環境 改善交付金） （大田小学校）	1 校 1 棟	109	R2~3	文部科学省	
伊達市	公立学校施設整備 事業（学校施設環境 改善交付金） （梁川中学校）	1 校 1 棟	405	R3~4	文部科学省	
猪苗代町	公立学校施設整備 事業（学校施設環境 改善交付金）	1 校 1 棟	104	R3~7	文部科学省	

4. 備考

--

10-1号 公立特別支援学校（校舎）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公立特別支援学校の耐震化について

- ・ 特別支援学校は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所、一時的な収容施設（避難所）として地域の防災拠点の役割も果たすことから、施設の安全性の確保が重要である。
- ・ 耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、老朽化等に伴う施設整備事業とともに、補強、改築を実施する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

特別支援学校（校舎）の補強等について

- ・ 県内における特別支援学校の校舎・屋内運動場の耐震化率は、93.9%（全82棟中、77棟）である。
- ・ 本五箇年計画においては、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、校舎1校1棟を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公立特別支援学校（校舎）	1校 1棟					
概算事業費（百万円）	50	297	149			496

(2) 個別計画

事業主体（位置）	事業名	事業量	概算事業費（百万円）	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島市	公立学校施設整備事業（学校施設環境改善交付金）	1校 1棟	496	R3~5	文部科学省	

4. 備考

--

10-2号 公立特別支援学校（屋内運動場）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公立特別支援学校の耐震化について

- ・ 特別支援学校は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所、一時的な収容施設（避難所）として地域の防災拠点の役割も果たすことから、施設の安全性の確保が重要である。
- ・ 耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、老朽化等に伴う施設整備事業とともに、補強、改築を実施する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

特別支援学校（屋内運動場）の補強等について

- ・ 県内における特別支援学校の校舎・屋内運動場の耐震化率は、93.9%（全82棟中、77棟）である。
- ・ 本五箇年計画においては、耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、校舎1校1棟を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公立特別支援学校（屋内運動場）		1校 1棟				1校 1棟
概算事業費（百万円）		220	147			367

(2) 個別計画

事業主体（位置）	事業名	事業量	概算事業費（百万円）	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島市	公立学校施設整備事業（学校施設環境改善交付金）	1校 1棟	367	R4～5	文部科学省	

4. 備考

--

11号 公的建造物

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

- (1) 消防施設の耐震化
 - ・ 消防庁舎4施設（福島市消防本部・福島消防署庁舎、いわき市消防本部内郷消防署庁舎、南会津地方広域市町村圏組合消防本部只見出張所・伊南出張所）の耐震化を図る。
- (2) 市町村所管施設の耐震化
 - ・ 市町村庁舎等3施設（会津若松市役所庁舎、いわき市役所遠野庁舎、浅川町中央公民館）の耐震化を図る。
- (3) 社会体育施設
 - ・ 社会体育施設3施設（伊達市、南会津町、浅川町）の耐震化を図る

2. 五箇年計画への計上の考え方

- (1) 消防施設の耐震化
 - ア 福島市消防本部・福島消防署庁舎
昭和56年に施行された新耐震基準前の建物であり、早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、庁舎1施設を計上する。
 - イ いわき市消防本部内郷消防署庁舎
早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、庁舎1施設を計上する。
 - ウ 南会津地方広域市町村圏組合消防本部只見出張所・伊南出張所
昭和49年に竣工した建物であり、早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、庁舎2施設を計上する。
- (2) 市町村所管施設の耐震化
 - ア 会津若松市役所庁舎
昭和56年以前に建設された建物であり、早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、庁舎1施設を計上する。
 - イ いわき市役所遠野支所
耐震性が不十分であり、早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、庁舎1施設を計上する。
 - ウ 浅川町中央公民館
不特定多数の町民が集まる施設であり、行政機能の確保のためにも早急に耐震化の措置を講じる必要があることから、公民館1施設を計上する。
- (3) 社会体育施設
施設を避難所として活用するため、早急に耐震化等の措置を講じる必要があることから、社会体育施設3施設を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
消防施設	3 施設	4 施設		3 施設	1 施設	4 施設
市町村所管施設	2 施設		2 施設	1 施設		3 施設
社会体育施設		1 施設	3 施設	2 施設	1 施設	3 施設
概算事業費 (百万円)	334	4,921	2,905	5,650	2,960	16,770

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
会津若松市	公共施設等耐震化 事業 (庁舎整備事業)	1 施設	10,163	R3~7	消防庁	
いわき市	公共施設耐震化事 業 (支所等庁舎耐震化 改修事業)	1 施設	225	R3~4	消防庁	
いわき市	公共施設等耐震化 事業 (内郷消防署建設事 業)	1 施設	941	R3~5	消防庁	
伊達市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金耐震化)	1 施設	100	R5~6	スポーツ庁	
南会津町	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金) (総合体育館新築)	1 施設	3,217	R4~7	スポーツ庁	
浅川町	公共施設耐震化事 業(中央公民館耐震 補強事業)	1 施設	50	R5	消防庁	
浅川町	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金) (浅川町民体育館耐 震化)	1 施設	168	R5	スポーツ庁	
福島市消防 本部	公共施設等耐震化 事業(市)	1 施設	1,100	R4~7	消防庁	
南会津地方 広域市町村 圏組合消防 本部	公共施設等耐震化 事業 (消防庁舎只見出張 所・伊南出張所)	2 施設	806	R3~6	消防庁	

4. 備考

--

【施設別編】

13-1号 砂防設備

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

砂防設備の整備について

- ・ 本県では、地形及び地質の特徴から土石流が発生する危険性が高い溪流が多く、特に梅雨前線の停滞に伴う集中豪雨時には、毎年のように大小の土石流により人的被害や物的被害が発生している状況であり、県民が安全で安心できる生活環境を整備するため、ソフト対策とハード対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進している。
- ・ 地震防災対策としては、地震に誘発して発生する斜面崩壊に伴う土石流対策として、土石流危険溪流における砂防設備について、耐震性を確保しながら重点的かつ効率的に整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

砂防設備の整備について

- ・ 本県には4,272溪流の土石流危険溪流があるが、被害想定範囲に人家が5戸以上又は公共施設が存在する1,667溪流において砂防設備によるハード対策が必要であり、令和2年度末までに402溪流において整備が完了している。
- ・ 今後は、1,265溪流において砂防設備の整備を推進することになるが、施設整備にあたっては、保全対象となる人家の戸数、老人福祉施設や医療提供施設等の災害時要援護者施設の有無、緊急輸送路や避難路の有無、集落孤立化の可能性の有無等を考慮し、緊急性・重要性の高い土石流危険溪流について、重点的かつ効率的に整備を進める。
- ・ このような方針の下、令和3年度から令和7年度までの5箇年において、9溪流の砂防設備の整備を完了し、25溪流の整備を促進させる。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
砂防えん堤	34箇所					34箇所
概算事業費 (百万円)	458	818	1,096	1,317	1,260	4,949

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (福島市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (立石沢)	1箇所	170	R3~R5	国土交通省	
福島県 (会津若松市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (西田面沢)	1箇所	151	R3~R6	国土交通省	
福島県 (会津若松市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (慶山沢)	1箇所	392	R3~R7	国土交通省	
福島県 (会津若松市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (院内沢)	1箇所	180	R3~R7	国土交通省	

福島県 (会津坂下町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (中の沢)	1箇所	200	R3~R7	国土交通省	
福島県 (会津坂下町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (ミミオ沢)	1箇所	200	R3~R7	国土交通省	
福島県 (西会津町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (小田川)	1箇所	175	R3~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (沼尻沢右支)	1箇所	175	R3~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (入山沢)	1箇所	150	R3~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (好古沢)	1箇所	228	R3~R7	国土交通省	
福島県 (石川町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (下泉沢)	1箇所	300	R3~R7	国土交通省	
福島県 (須賀川市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (桐久保沢1号)	1箇所	145	R4~R7	国土交通省	
福島県 (会津坂下町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (坊が沢)	1箇所	102	R3~R4	国土交通省	
福島県 (喜多方市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (熱塩沢)	1箇所	120	R3~R7	国土交通省	
福島県 (南会津町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (宮ノ沢)	1箇所	160	R3~R4	国土交通省	
福島県 (川内村)	防災・安全交付金 (砂防事業) (へべ沢)	1箇所	240	R3~R7	国土交通省	
福島県 (川内村)	防災・安全交付金 (砂防事業) (シズニ沢)	1箇所	220	R4~R7	国土交通省	
福島県 (川内村)	防災・安全交付金 (砂防事業) (林沢)	1箇所	220	R4~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (櫛立沢)	1箇所	168	R3~R7	国土交通省	
福島県 (川俣町)	砂防事業 (事業間連携砂防等事業) (大作沢)	1箇所	203	R3~R6	国土交通省	
福島県 (田村市)	砂防事業 (事業間連携砂防等事業) (備前作3)	1箇所	40	R3~R6	国土交通省	
福島県 (棚倉町)	砂防事業 (事業間連携砂防等事業) (長沢)	1箇所	165	R3~R5	国土交通省	
福島県 (只見町)	砂防事業 (事業間連携砂防等事業) (叶津川)	1箇所	210	R3~R7	国土交通省	

福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (竹ノ下沢)	1箇所	165	R5~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (中野沢)	1箇所	120	R5~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (根本沢)	1箇所	90	R5~R7	国土交通省	
福島県 (福島市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (平内沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (伊達市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (町田沢)	1箇所	50	R5~R7	国土交通省	
福島県 (国見町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (堰下沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (会津美里町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (松沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (会津坂下町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (見明沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (猪苗代町)	防災・安全交付金 (砂防事業) (水上沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (走熊沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (砂防事業) (日渡沢)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	

4. 備考

--

13-3号 地すべり防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県には、南北に縦断している阿武隈高地と奥羽山脈によって三つの地域に区分され、それぞれ気候、地形、地質が異なった地域特性を持ち、地すべり危険箇所の分布については、会津方部に約6割、中通り、浜通りがそれぞれ約2割になっている。会津方部の第3紀のグリーンタフ地帯に多くの危険箇所が見られる。そのため、危険箇所の対策として本県ではハード対策（施設整備）とソフト対策（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定）の両面からバランスのとれた地すべり対策を推進している。

2. 五箇年計画への計上の考え方

国土交通省所管

本県では143箇所の地すべり危険箇所があり、令和2年度末までに64箇所が概成している。地すべり対策として過去の土砂災害実績および保全対象となる人家戸数、災害時要援護者施設の保全、緊急輸送路の保全等に基づき重点選別化を行い、整備促進を図る。このような方針により2箇所を五箇年計画へ計上し、地すべり防止施設の整備を完了させる。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
地すべり対策	2箇所					2箇所
概算事業費 (百万円)	263	270	265	250	0	1048

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (喜多方市)	防災・安全交付金 (地すべり対策事業) (藤沢)	1箇所	798	R3~R6	国土交通省	
福島県 (西会津町)	防災・安全交付金 (地すべり対策事業) (長谷川)	1箇所	250	R4~R6	国土交通省	

4. 備考

--

【施設別編】

13-4号 急傾斜地崩壊防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

急傾斜地崩壊防止施設の整備

- ・ 本県では、安全で安心できる生活環境づくりを目指し、がけ崩れから生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施している。
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所は県内に4,274箇所ある。その中で保全人家5戸以上又は官公署、学校、病院、駅、社会福祉等の災害時要援護者関連施設等がある危険度の高い箇所が1,200箇所あるが、崩壊対策施設を整備した箇所は438箇所となっている。
- ・ このため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策の推進とともに、重点的かつ効率的なハード対策を震災対策として推進する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

急傾斜地崩壊防止施設の整備について

- ・ 地域住民の要望を踏まえ、保全する人家戸数、避難場所・避難路緊急輸送路の有無、災害時要援護者関連施設の有無などから、緊急性・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所の整備を重点的かつ効率的に推進する。
- ・ この方針の下、令和3年度から令和7年度までの五箇年において、11箇所の急傾斜地崩壊対策施設の完了し、6箇所の整備を促進させる。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
急傾斜地崩壊対策	17箇所					17箇所
概算事業費 (百万円)	825	606	647	548	372	2,998

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
福島県 (二本松市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (下滑津3号)	1箇所	100	R3	国土交通省	
福島県 (郡山市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (北表1号)	1箇所	190	R3~R6	国土交通省	
福島県 (郡山市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (寺ノ前1号)	1箇所	124	R3~R4	国土交通省	
福島県 (三春町)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (尼ヶ谷2号)	1箇所	88	R3~R6	国土交通省	
福島県 (白河市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (飯土用)	1箇所	85	R3~R5	国土交通省	

福島県 (昭和村)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (川向)	1箇所	98	R3~R5	国土交通省	
福島県 (会津若松市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (香塩)	1箇所	114	R3~R5	国土交通省	
福島県 (川内村)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (毛戸)	1箇所	121	R3	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (北町)	1箇所	236	R3~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (大館1号)	1箇所	630	R3~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (三函2号)	1箇所	195	R3~R6	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (金坂1号)	1箇所	337	R3~R7	国土交通省	
福島県 (金山町)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (沢入)	1箇所	320	R4~R6	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (平太郎1号)	1箇所	150	R5~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (下浅貝)	1箇所	150	R5~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (御台C)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
福島県 (いわき市)	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策事業) (平太郎2号)	1箇所	30	R6~R7	国土交通省	
合計		17箇所	2,998			

4. 備考

--

16号 飲料水施設・電源施設等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

飲料水施設の整備について

- ・ いかなる災害においても浄水の確保が極めて重要となることから、地震力その他の加重に対する耐力を有し、災害時の飲料水を確保する施設を整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

公営プールの整備について

- ・ 地震等災害に備え浄水機能を有する施設として、公営プール1施設を整備する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
飲料水施設	1箇所					1箇所
概算事業費 (百万円)	1,387					1,387

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
南相馬市	公立学校施設整備 事業(学校施設環境 改善交付金) (市民プール更新事 業)	1箇所	1,387	R3~R4	スポーツ庁	

4. 備考

--

17号 備蓄倉庫

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

備蓄倉庫の整備について

- ・ 備蓄倉庫の整備については、県地域防災計画において、「市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努める」ものとしており、市町村で整備を進めているところであり、長期的には全市町村（59市町村）において整備する必要がある。

2. 五箇年計画への計上の考え方

備蓄倉庫の整備について

- ・ 令和2年度末における県内59市町村の備蓄倉庫の整備状況は、94.9%（1箇所以上整備している市町村数：56）となっている。
- ・ 本計画には、4箇所の整備を計上し、計画どおり整備された場合、整備状況は96.6%となる。（未整備の市町村数が1減少する）

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
備蓄倉庫			4箇所			4箇所
概算事業費 (百万円)			310			310

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
南会津町	備蓄倉庫	1箇所	50	R5	消防庁	
柳津町	備蓄倉庫	1箇所	200	R5	消防庁	
双葉町	備蓄倉庫	2箇所	60	R5	消防庁	

4. 備考

--